

社会福祉法人泚山会 特別養護老人ホーム入所指針

1 目的

この指針は、介護保険制度の施行により、特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホーム（介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設。以下「施設」という。）への入所の申込みが増大している中で、入所の基準及び手続を明示することにより、入所決定過程の透明性、公平性を確保し、介護保険制度の趣旨に則した施設サービスの円滑な実施を図ることを目的とする。

2 対象施設

対象となる施設は、次に掲げる5施設とする。

| | |
|------------------|---------------------|
| 特別養護老人ホームいこいの里 | 柏崎市大字佐水3 1 4 0番地 |
| 特別養護老人ホーム柏柳の里 | 柏崎市高柳町岡野町2 2 5 4番地1 |
| 特別養護老人ホームくじらなみ | 柏崎市鯨波2丁目4番3号 |
| 特別養護老人ホームたんねの里 | 柏崎市大字谷根3 1 9 0番地1 |
| 特別養護老人ホームペペ・メメール | 柏崎市鏡町2番14号 |

3 入所の対象者

- (1) 入所の対象者は、次の①及び②のいずれかに該当する者で常時介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難なものとする。
 - ① 要介護3から要介護5までの認定を受けている者
 - ② 要介護1又は要介護2の認定を受けている者であって、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であると認められる場合（以下「特列入所」という。）
- (2) 特列入所の要件に該当することの判定に関しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、以下の事情を十分に考慮すること。

また、地域の実情等を踏まえ、柏崎市において必要と認める事情があれば、それも考慮すること。

 - ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
 - ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
 - ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
 - ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

4 入所の申込み等

- (1) 入所の申込みは、特別養護老人ホーム入所申込書（別記第1号様式）（以下「申込書」という。）及び介護支援専門員意見書（別記第2号様式）（以下「意見書」という。）を添えて入所希望する施設に対して直接行わなければならない。
- (2) 施設は、申込書を受理するときは、申込書の記載内容を確認するとともに、入所順位の決定方法等を十分に説明しなければならない。
- (3) 施設は、当該施設において、適切なサービスを提供することが困難であると認めるときは、その理由を説明し理解を得るとともに、他のサービスを紹介するなど、必要な措置を講じなければならない。
- (4) 施設は、申込書を受理したときは、その内容を電子媒体等により管理しなければならない。また、辞退や削除等の事由が生じた場合は、その内容を記録しなければならない。

- (5) 施設は、要介護1又は要介護2の方からの入所申込みを受けた場合は、保険者市町村に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求めなければならない。
- (6) 申込者等の個人情報が入所検討に関わる目的以外使用しない。

5 入所検討委員会

- (1) 施設は、入所の決定に係る事務を処理するために、合議制の委員会（以下「入所検討委員会」という。）を設置するものとする。
- (2) 入所検討委員会の委員は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、管理栄養士、介護支援専門員等の施設関係者の他、施設職員以外の委員を加えて構成する。
- (3) 入所検討委員会は、施設長が招集し開催するものとする。ただし、施設職員以外の委員については年2回以上の出席とする。
- (4) 入所検討委員会の審議内容は、議事録としてまとめ、5年間保存するものとする。
- (5) 施設は、保険者、又は新潟県から求めがあったときは、申込者の個人情報に配慮した上で上記議事録を提出するものとする。

6 入所順位の決定方法等

- (1) 入所検討委員会は、入所の申込みがあった者について、1ヶ月毎に取りまとめ、入所順位の決定を行うものとする。
- (2) 入所検討委員会は、入所順位の決定を行うに当たり、特別養護老人ホーム入所順位決定基準表（別表）に基づき点数化し、合計点数の高い者を上位とし、合計点数が同じときは、生年月日の早い者を上位とする。

7 入所者の決定等

- (1) 施設は、入所順位名簿に基づき、入所者の決定を行うものとする。
- (2) 施設は、(1)にかかわらず、次に掲げる事情に該当するときは、入所順位を入れ替えて入所者の決定を行うことができるものとする。
 - ① 同じ部屋に異性が生活することになるとき。
 - ② 経管栄養などの医療行為を必要とする者が入所することにより、施設の処遇面において支障が生じるおそれがあるとき。
 - ③ その他特に考慮が必要な事情があるとき。
- (3) 施設は、入院等やむを得ない理由により入所を一時辞退する申出があったときは、3ヶ月間順位を保留するものとする。
- (4) 施設は、次に掲げる事情に該当するときは、申込みを取り消すとともに、入所検討委員会に報告しなければならない。
 - ① (3)により入所を保留している者であって、3ヶ月が経過したにもかかわらず、状況に変化が見られないとき。
 - ② 自己の都合により入所を辞退する申出があったとき。
 - ③ 基準日において、要介護の認定を受けていないとき。（申請中を除く。）
 - ④ 特別養護老人ホームに入所したとき。ただし、特別の理由により引き続き申込を希望する場合はこの限りでない。

8 老人福祉法に基づく措置

施設は、市町村から老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づく措置入所の依頼があったときは、優先して入所を決定するものとする。

9 守秘義務

施設の職員及び入所検討委員会の委員は、業務上知り得た入所申込者等に係る情報を他に漏らしはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

10 説明責任

施設は、あらかじめ入所判定等の説明に係る責任者や窓口を明確に定め、入所申込者等から説明を求められたときは、適切な説明を行わなければならない。

11 その他

- (1) 施設はこの指針を踏まえ、地域の実情等を勘案して入所基準等を定め、適切に入所決定を行うものとする。
- (2) 施設は、適宜入所申込者のその後の状況を再確認し、必要に応じて入所順位を見直すものとする。
- (3) この指針の内容を改正する必要があるときは、柏崎市と施設が協議して見直しを行うものとする。

附 則

この指針は、平成27年 4月 1日から適用する。

この改正の指針は、令和 2年 4月 1日から適用する。

この改正の指針は、令和 6年 4月 1日から適用する。